

新型コロナウイルス感染症の療養者等に係る郵便等投票の導入について

課題

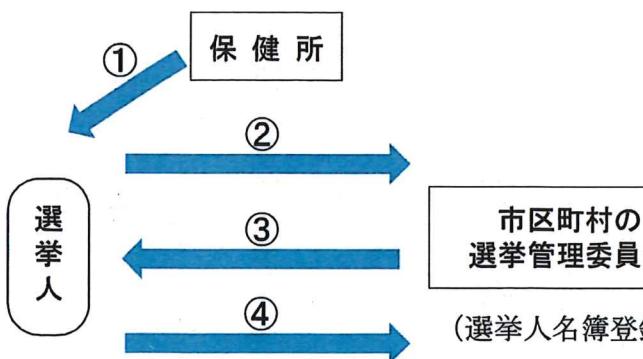
- 自宅療養者は、およそ外出の自粛が求められており、投票所に行くことが困難・不適当
濃厚接触者についても、基本的に外出の自粛が求められており、同様の問題がある
- 宿泊療養者は、施設に期日前投票所を設ける等の工夫も見られるが、それを徹底することは困難
- ➡ 投票機会の確保と感染拡大防止のため、郵便等投票(郵便又は信書便による投票)を認める必要

法改正の概要（公職選挙法）

- 次の者について、郵便等投票を行うことができるようとする
- 新型コロナウイルス感染症に罹患し、保健所の求めにより自宅療養又は宿泊療養をしている者で、その療養期間に選挙期日当日が含まれるもの
 - 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者となり、保健所の求めにより外出を自粛している者で、その自粛期間に選挙期日当日が含まれるもの
- ※例外的な投票制度であることから、対象者は、真に必要な者に限定（具体的範囲は、政令委任）。
- ※郵便等投票に係る手続の詳細は、政令以下で定められることとなる。
- ※制度上、感染症法の「新型インフルエンザ等感染症」を対象とするが、目下の想定は「新型コロナウイルス感染症」

想定し得る手続のイメージ

- 郵便等投票の投票用紙を請求するには、対象者であることの証明が必要
→ 外出自粛・宿泊療養を求める旨の保健所からの通知書面を活用する
- 投票用紙の請求書や、記載済みの投票用紙等のポストへの投函に関し、同居人や知人の協力を得られない者については、自治体による回収を行う等の工夫が考えられるか



- ① 保健所から、通知書の送付
(宿泊療養の場合は直接交付の場合も)
- ② ①の通知書を添付して、選管に
投票用紙・投票用封筒を請求
- ③ 投票用紙等を発送
- ④ 記載済みの投票用紙を投票用封筒に
入れ、選管に返送

- ※自宅療養者等が、視覚障害等により自ら投票用紙に記載できない場合には、上記に、「代理記載人」を定める手續が加わることとなる。
- ※②の投票用紙・投票用封筒の請求は、選挙期日の4日前までに行う必要がある。
- ※③・④の費用については公費で賄われるため、国政選挙に関し、予算を伴う法律案となる。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する
附帯決議（令和三年二月三日 参議院内閣委員会）

第二十四 現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大までに生じた検査、保健所、医療の諸課題を分析し、今後の感染拡大を最大限に封じ込めるとともに再度の感染拡大が生じた場合に対応可能な検査、保健所、医療提供体制を計画的に確保するため、国としての基本的な方針を示すとともに都道府県等の計画的取組の実施状況を的確に把握し、地域における対策の実効性を確保するために徹底したP D C Aサイクルに基づき必要な措置を講ずること。また、これらの国及び都道府県等の対策の実施状況について適時に公表すること。

出典：参議院内閣委員会「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和三年二月三日 参議院内閣委員会)」より小西洋之事務所作成
令和3年6月14日 参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 立憲民主・社民 小西洋之

■参-予算委員会-14号 令和3年3月19日

○小西洋之君 ・・・ 今パネルでお示ししました特措法の附帯決議でございます。第三波の反省を踏まえて、今度こそ感染拡大を抑止し、そして、もし感染拡大が起きたときにも国民の命そして経済を守る、医療等の体制をつくる、そして、そのための国の基本方針を示して、県に計画的な取組をやっていただく。コロナにだけ実は体制づくりの法律がございません。厚労省が出す事務連絡だけで行っていました。

菅総理、この特措法の附帯決議に基づいて、今度こそ国民と経済を守る、国の基本方針を作る、そうした決意をお願いいたします。

○内閣総理大臣（菅義偉君） ・・・ 今後、附帯決議の趣旨も踏まえつつ、再度の感染拡大防止、重症者や死亡者の発生を可能な限り抑えるために、こうした対策の考え方について厚生労働省の方から早急に都道府県に示すとともに、緊密に連携して取り組んでまいりたいと思います。

■参-予算委員会-6号 令和3年3月8日

○小西洋之君 ・・・ 菅総理、通告させていただいているんですけど、短くて結構ですので、最高責任者として、この参議院の附帯決議尊重しながら国の基本方針、今度こそ国民を守る検査、保健所、医療の体制をつくる、そうした国の基本方針をつくる、そうした決意をお願いいたします。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 附帯決議でありますから、そこはしっかりと受け止め対応をしていくのが、これは政府の役割だというふうに思っています。 そういう中で、別途、保健所とか、そうした整備も今日までも行ってきてますけれども、更にその附帯決議を受けた中で実行に移していくたい、こう思います。

■良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年5月二十日）

十九 都道府県における適切な医療提供体制の確保を図る観点から、第八次医療計画における五疾病・六事業については、ロジックモデル等のツールを活用した実効性ある施策の策定など、医療提供体制の政策立案から評価、見直しに至るP D C Aサイクルの実効性の確保に努めること。

3